

厚生労働省「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」について

令和2年11月25日

公益社団法人 日本医師会

新型コロナウイルス感染症への対応の長期化が懸念される中、国民の健康と安心につなげるための医療機関への支援については、診療体制の維持に資するよう、できる限り使いみちを限定しない補助金による支援が継続的に行われることが重要である。

厚生労働省の「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」については、補助の対象となる経費が感染防止対策に関係するものに限定されるのではないかとの疑義があったが、この度、日本医師会から厚生労働省への働きかけにより、同省が公表している例示に加えて、以下のような経費も対象となりうるということが、明確になった。

日常診療業務に必要な幅広い費用が対象になることから、感染防止対策の取り組みを行うほとんどすべての保険医療機関で、上限額（無床診療所 100 万円、有床診療所 200 万円、病院 200 万円+5 万円×病床数）の補助を受けられるものと考えられる。

医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業の補助対象となりうる経費の例

科目	具体例
需用費	<ul style="list-style-type: none">・ 日常業務に要する消耗品費（固定資産に計上しないもの）・ 日常診療に要する材料費（衛生材料、消毒薬など） ※直接診療報酬等を請求できるものは対象外・ 換気のための軽微な改修（修繕費）・ 水道光熱費、燃料費
役務費	<ul style="list-style-type: none">・ 電話料、インターネット接続等の通信費・ 医療施設・設備に係る火災保険、地震保険、動産保険の保険料・ 休業補償保険の保険料・ 受付事務や清掃の人材派遣料で従前からの契約に係るもの
委託料	<ul style="list-style-type: none">・ 受付事務や清掃の外部委託費で従前からの契約に係るもの
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none">・ 既存の診療スペースに係る家賃・ 既存の医療機器・事務機器のリース料